

2025年4月1日

医療法人秀峰会 診療所 佳境

- 【診療科目】 精神科・心療内科
【開設者】 中村保喜
【管理者】 山本真理
【診療時間】 9:00-17:00(平日・土日祝)
【休診日】 年末年始
【医師】 山本真理、中村保喜、中村吉伸、冨塚桜子

【指定医療機関】

- ◆保険医療機関
- ◆指定自立支援医療機関
- ◆生活保護法指定医療機関

【明細書発行体制について】

領収書の発行の際に、診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

【医療情報取得加算について】

オンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

【医療 DX 推進体制整備加算について】

当院では医療 DX 推進体制として、次の通り対応を実施しています。

- オンライン請求を行っています
- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- オンライン資格確認で取得した診療情報等を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
- 電子処方せん発行については現在整備中です
- 電子カルテ共有サービスを活用できる体制については現在整備中です
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています

【一般名処方について】

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品が不足した場合であっても、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。

【厚生局への届出】

重度認知症患者デイ・ケア料 H18.2.15

医療 DX 推進体制整備加算 R6.6.1

外来在宅ベースアップ評価料(I) R6.6.1

医療情報取得加算

一般名処方加算

【保険外負担】

公的保険給付外の文書	価格
各種年金診断書	5,500円（税込）
生命保険証明書（診断書）	5,500円～7,700円（税込）
障害者手帳用診断書	5,500円（税込）
当院所定様式診断書など	5,500円～7,700円（税込）
成年後見人診断書	5,500円（税込）
傷病証明書（ハローワーク提出用）	1,100円（税込）
自立支援医療診断書	3,300円（税込）
診療情報提供書	5,500円（税込）
診療情報提供書（英文）	11,000円（税込）
保険適応の文書	価格
傷病手当金医師意見書交付料（保険3割負担）	300円（税なし）
診療情報提供書（保険3割負担）	750円（税なし）

【診療記録の開示】

診療記録の開示に伴う料金	価格
開示申請手数料（1件あたり）	5,500円（税込）
コピー代（1枚あたり）	30円（税込）
画像記録CR-R作成料（1枚あたり）	950円（税込）

【医療安全対策の取り組み】

当院では安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全対策や研修を実施しています。

【感染対策の取り組み】

当院では法人一体で院内感染の防止に取り組んでおり、感染対策を目的とした研修も実施しています。

医療法人秀峰会 診療所佳境(無床)

医療安全管理指針

1 総則

1-1 基本理念

本診療所は、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することを通じて、地域社会に貢献することを目的としている。この目的を達成するため、診療所佳境の院長のリーダーシップのもとに、全職員が一丸となって、医療安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにすることが必要である。これらの取り組みを明確なものとし、本診療所における医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図るため、ここに診療所佳境医療安全管理指針を定める。

1-2 用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 医療事故

診療の過程において患者に発生した望ましくない事象

医療提供者の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む

(2) 職員

本診療所に勤務する医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、介護職員、あらゆる職種を含む

(3) 医療安全推進者

医療安全管理に必要な知識および技能を有する職員であって、院長の指名により、本診療所全体の医療安全管理を中心的に担当する者(医療安全管理者と同義、以下同じ)であって、専任、兼任の別を問わない

診療報酬の「医療安全対策加算」の施設基準に規定する「医療安全管理者」とは限らない

2 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

(1) 報告にもとづく情報収集

(2) 医療事故および事故になりかけた事例を検討し、本院の医療の質の改善と、事故の未然防止・再発防止に資する対策を策定するのに必要な情報を収集するために、すべての職員は以下の要領にしたがい、医療事故等の報告をおこなうものとする。

① 職員からの報告等 職員は、次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、報告書式

に定める書面により、速やかに報告するものとする。報告は、診療録、看護記録等に基づき作成する。

(ア) 医療事故 ⇒医療側の過失の有無を問わず、患者に望ましくない事象が発生した場合は、発生後直ちに院長へ報告する。(イ) 医療事故には至らなかったが、発見、対応等が遅れれば患者に有害な影響を与えたと考えられる事例 ⇒速やかに院長へ報告する。(ウ) その他、日常診療のなかで危険と思われる状況 ⇒適宜、院長へ報告する。

② 報告された情報の取扱い

院長、その他の管理的地位にある者は、報告を行った職員に対して、これを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(2) 報告内容に基づく改善策の検討

院長は、前項にもとづいて収集された情報を、本院の医療の質の改善に資するよう、以下の目的に活用するものとする。

① すでに発生した医療事故あるいは事故になりかけた事例を検討し、その再発防止対策、あるいは事故予防対策を策定し、職員に周知すること

② 上記①で策定した事故防止対策が、各部門で確実に実施され、事故防止、医療の質の改善に効果を上げているかを評価すること

3 安全管理のための指針・マニュアルの作成

院長は本指針の運用後、多くの職員の積極的な参加を得て、以下に示す具体的なマニュアル等を作成し、必要に応じ見直しを図るように努める。マニュアル等は、作成、改変のつど、全ての職員に周知する。

- (1) 院内感染対策指針 *必携
- (2) 医薬品安全使用マニュアル *必携
- (3) 褥瘡対策マニュアル
- (4) その他

4 医療安全管理のための研修

(1) 医療安全管理のための研修の実施

院長は、1年に2回程度、および必要に応じて、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を実施する。職員は、研修が実施される際には、極力、受講するよう努めなくてはならない。研修を実施した際は、その概要(開催日時、出席者、研修項目)を記録し、2年間保管する。

(2) 研修の趣旨

研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等をすべての職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本診療所全体の医療安

全を向上させることを目的とする。

(3) 研修の方法

研修は、院長等の講義、診療所内での報告会、事例分析、外部講師を招いての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献等の抄読などの方法によって行う。

5 事故発生時の対応

(1) 救命措置の最優先

① 医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、まず、院長またはそれに代わる医師に報告するとともに、可能な限り、本診療所の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

② 緊急時に円滑に周辺医療機関の協力を得られるよう、連携体制を日頃から確認しておく。

(2) 本診療所としての対応方針の決定

報告を受けた院長は、対応方針の決定に際し、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(3) 患者・家族・遺族への説明

院長は、事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。患者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明する。また、この説明の事実・内容等を診療記録等に記入する。

6 その他

6-1 本指針の周知

本指針の内容については、院長、医療安全推進者等を通じて、全職員に周知徹底する。

6-2 本指針の見直し、改正

院長は、必要に応じ本指針の見直しを検討するものとする。

6-3 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

6-4 患者からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ院長等へ内容を報告する。

令和7年4月1日

医療法人秀峰会 診療所佳境

院内感染対策指針

◆感染対策指針の目的

この指針は、感染の予防、再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など医療法人秀峰会が運営する診療所佳境における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

◆感染対策に関する基本的な考え方

(1) 感染対策に対する基本的な考え方

感染の防止に留意し、感染等の発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息をはかることは、重度認知症デイケア施設にとって重要である。施設内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療サービスが提供できるよう、本指針を作成するものである。

(2) 感染防止委員会

当診療所で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため、看護職員を委員長とし、関係各部門責任者及びその他の構成員からなる院内感染対策委員会を設置する。1ヶ月 1 回定期的に委員会を開催し、下記の事項を審議する。緊急時は、臨時に委員会を開催する。

【感染防止委員会審議事項】

- ① 診療所内における感染症対策の立案
- ② 感染症発生時の対応の検討
- ③ 情報の収集、整理、全職員への周知
- ④ 行動マニュアル(感染症 BCP)等の作成
- ⑤ 診療所内感染症対策に関する職員への研修・訓練
- ⑥ その他感染防止に関すること

(3) 職員研修に関する基本方針

- ① 感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- ② 職員研修は、年 2 回以上全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

(4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

診療所内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染蔓延防止対策を実施できるよう調査、監視を実施する。

(5) 感染症発生時の対応に関する基本方針

- ① 調査、監視により感染症をいち早く特定し、迅速な対応が取れるよう情報管理を適切に行う。
- ② 感染症の原因特定のため、検出菌の種類やタイプ等をフィードバックする。
- ③ 個々の感染症例は、院長の指示に従い対応する。
- ④ 診療所内の蔓延が考えられるときは、院長に報告、連絡し、原因排除及び蔓延防止に努める。
- ⑤ 院内感染対策委員会の判断により、見学等診療所内への立入を制限等が生じた場合は、迅速にその指示に従う。
- ⑥ 報告が義務付けられている感染症の感染者が複数名発症した場合には、速やかに 越谷市保健所に報告しなければならない。

(6) 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ① 閲覧ファイルで、利用者本人及び家族、誰でもが閲覧できるよう診療所に据え置くとともに、ホームページにおいて公開するものとする。
- ② 利用者及び家族への感染症の発生状況等を説明し、理解を得た上で感染蔓延防止に協力を求める。

(7) その他、当診療所における感染防止対策の推進のために必要な基本方針

- ① 職員は、感染防止マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染防止対策の遵守に努める。
- ② 職員は、自ら感染源とならないよう、健康管理に留意すると共に、適切にワクチン接種を行う。
- ③ 利用者及び職員共に必要なワクチン接種率を高めるよう努める。
- ④ 職員は、感染防止マニュアルに沿って、業務上での感染防止に努める。

◆付則 この指針は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。この規定は、令和 7 年 5 月 1 日より改訂施行する。

当医療法人は患者様等の個人情報保護に全力で取り組んでいます

当医療法人は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

医療法人秀峰会 理事長 中村保喜

当医療法人における個人情報の利用目的

◎医療提供

当医療法人での医療サービスの提供

他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携

他の医療機関等からの照会への回答

患者様等の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合

検体検査業務の委託その他の業務委託

ご家族等への病状説明

その他、患者様等への医療提供に関する利用

◎診療費請求のための事務

当医療法人での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託

審査支払機関へのレセプトの提出

審査支払機関又は保険者からの照会への回答

公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

◎当医療法人の管理運営業務

会計・経理

医療事故等の報告

当該患者様等の医療サービスの向上

入退院等の病棟管理

その他、当医療法人の管理運営業務に関する利用

◎企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

◎医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

◎医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◎当医療法人内において行われる医療実習への協力

◎医療の質の向上を目的とした当医療法人内での症例研究

◎外部監査機関への情報提供

付記

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。